

交通安全対策基本法

(都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第十六条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

- 2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
 - 三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

(都道府県交通安全対策会議の組織等)

第十七条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、都道府県知事をもつて充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 都道府県教育委員会の教育長
 - 三 警視総監又は道府県警察本部長
 - 四 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
 - 五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員
 - 六 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
- 4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

(都道府県交通安全計画等)

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。)に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

- 2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画(以下「都道府県交通安全実施計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。)に抵触するものであつてはならない。

中央交通安全対策会議専門委員名簿

氏名	肩書
あかはね ひろかず 赤羽 弘和	千葉工業大学工学部建築都市環境学科教授
おおくぼ えみこ 大久保 恵美子	(社)被害者支援都民センター事務局長
おおた かつとし 太田 勝敏	東洋大学国際地域学部教授
おかの みちはる 岡野 道治	日本大学理工学部機会工学科教授
おかもと し まこ 岡本 志磨子	(社)全国交通安全母の会連合会理事
かわち けいじ 河内 啓二	東京大学大学院工学系研究科教授
くぼた ひさし 久保田 尚	埼玉大学工学部建設工学科教授
さいとう き よし 斎藤 歆能	東京福祉大学教授
すぎやま まさひろ 杉山 雅洋	早稲田大学商学学術院教授
すずき はるお 鈴木 春男	自由学園最高学部長
なかじま さとみ 中島 聡美	国立精神・神経センター 精神保健研究所 成人精神保健研究室長
ましこ く にひろ 益子 邦洋	日本医科大学附属千葉北総病院救命救急センター教授
まつおか たけし 松岡 猛	独立行政法人海上技術安全研究所 海上安全研究領域長
み き けんじ 三木 賢治	毎日新聞社論説委員
みやもと まさゆき 宮本 昌幸	明星大学理工学部教授
(座長) もりち しげる 森地 茂	政策研究大学院大学教授
やまむら 山村 レイコ	ジャーナリスト
よこすか なみえ 横須賀 並江	茨城県東海村交通安全教育指導員
よしおか ようこ 吉岡 耀子	(株)JAFMATE社 出版部長
れんげ かずみ 蓮花 一己	帝塚山大学心理福祉学部長